

平成 26 年度の管理濃度等の設定・見直しの検討について

1 作業環境測定の実施義務

労働安全衛生法においては、事業者に対し、職業上のばく露により、労働者に健康障害を生じさせるおそれのある物質のうち、有害性が高く、管理措置が必要なものと製造許可が必要なものについて、作業環境測定の実施を義務づけている（労働安全衛生法第 65 条（労働安全衛生法施行令第 21 条））。現在、101 の物質が対象となっている。

なお、測定対象物質については、化学物質による労働者の健康障害防止に係るリスク評価の検討結果により順次追加される。

2 管理濃度の設定

労働安全衛生法においては、事業者に対し、作業環境測定の結果を作業環境評価基準に基づき評価することを義務づけている（労働安全衛生法第 65 条の 2 第 2 項）。その作業環境評価基準において、物質ごとに「管理濃度」を定めている。

現在、作業環境測定の対象となっている 101 物質のうち 92 物質について管理濃度が定められている。

3 管理濃度等の設定・見直し

(1) 管理濃度は、次の値を指針として設定する。

- ① 日本産業衛生学会が勧告している許容濃度
- ② 米国産業衛生専門家会議（ACGIH）が提言しているばく露限界（許容濃度）

管理濃度等検討会における専門家による検討を踏まえ、原則として、日本産業衛生学会の許容濃度と ACGIH のばく露限界が一致している場合には、その値を、また、両者の値が異なっている場合には、いずれか一方の値を管理濃度とする。

(2) 測定基準、局所排気装置の性能要件の設定・見直し

作業環境測定の実施が必要な物質については、作業環境測定基準により試料採取方法及び分析方法を設定する。

また、局所排気装置の設置により有害物のばく露防止措置を講ずる必要がある物質については、局所排気装置の性能要件（抑制濃度又は制御風速）を設定する。

4 検討スケジュール（案）

回数	開催予定 時期	検討内容
第1回	平成26年 7月4日	① 検討方針 ② 検討スケジュール ③ 「1, 2-ジクロロプロパン」管理濃度等の検討 ④ 技術的検討の結果を踏まえた測定方法の見直し（検知 管方式による測定対象物質の拡大等）の検討
第2回	9月頃	① 「ベリリウム及びその化合物」の管理濃度等の検討
第3回		予備日